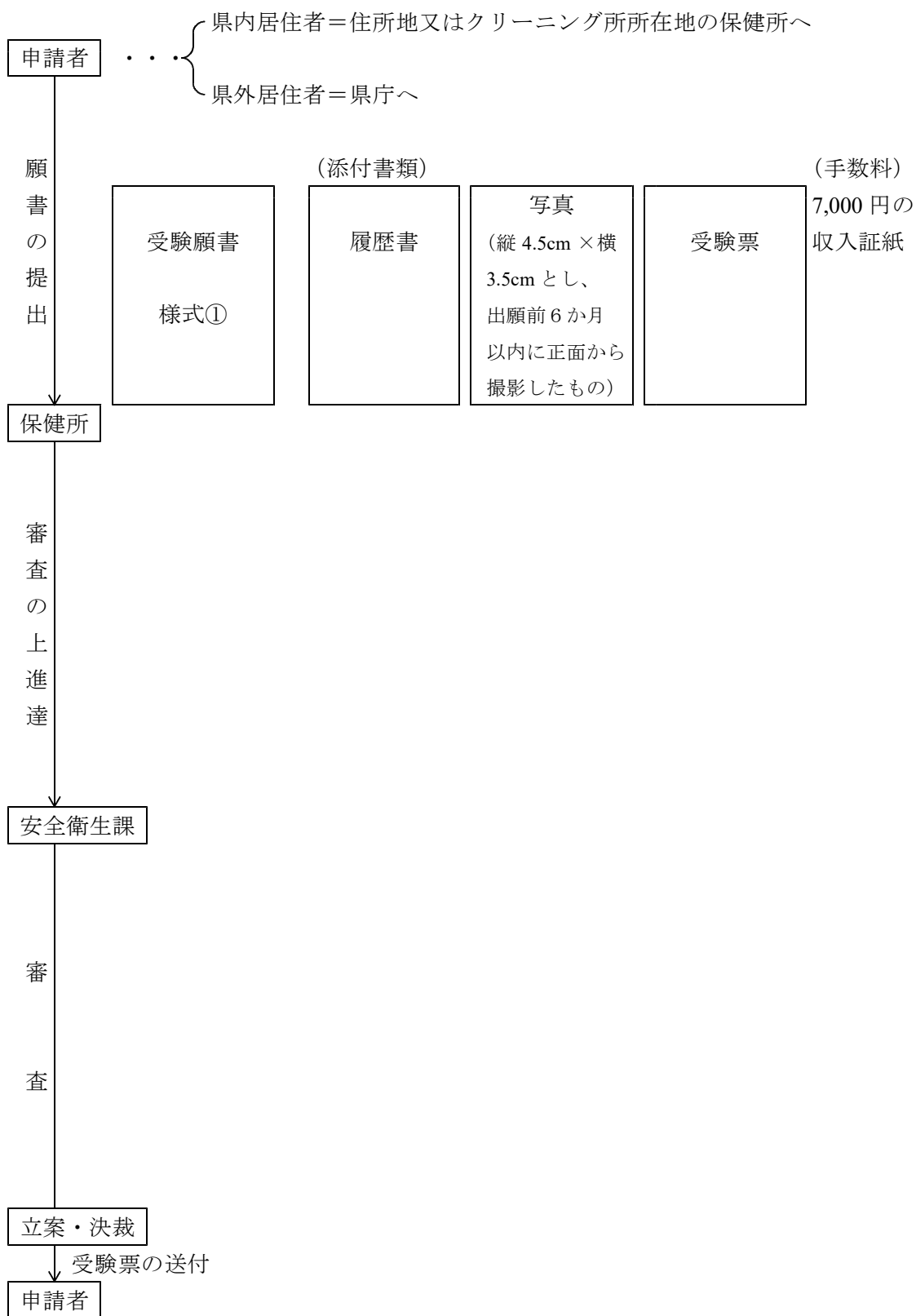


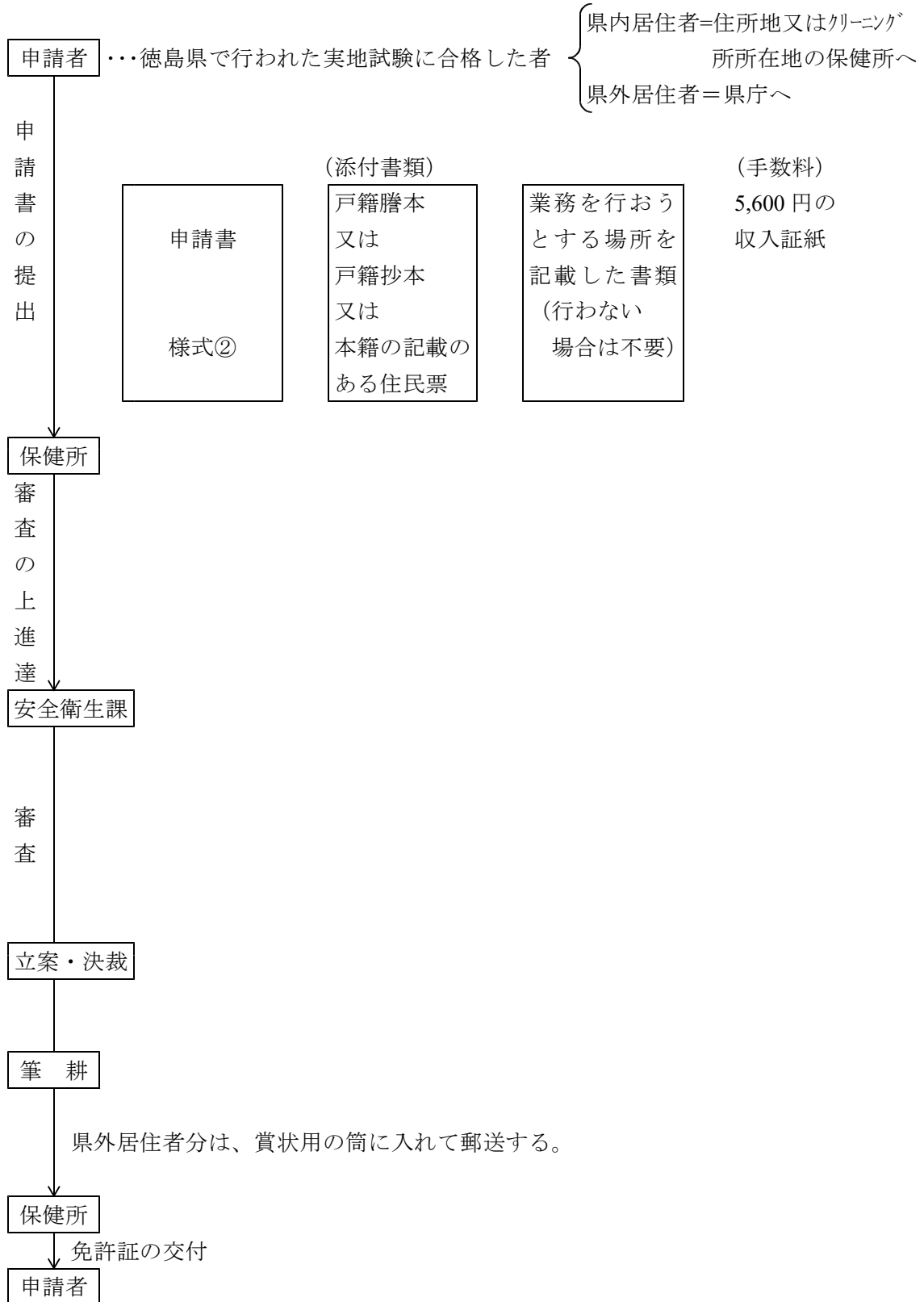
1 クリーニング師免許関係の手続き

(1) クリーニング師試験

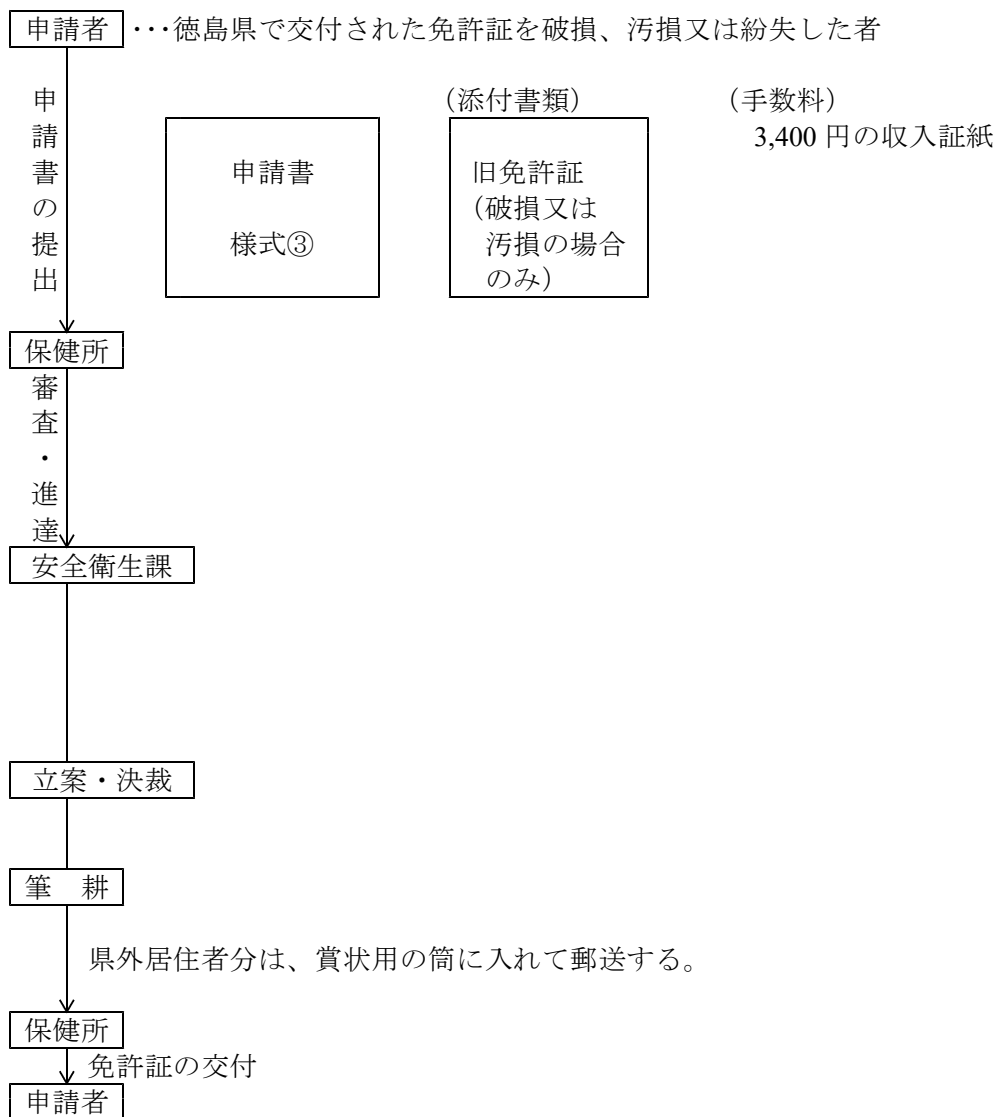


(2) 免許証

ア 免許の交付申請（クリーニング業法施行規則第4条）

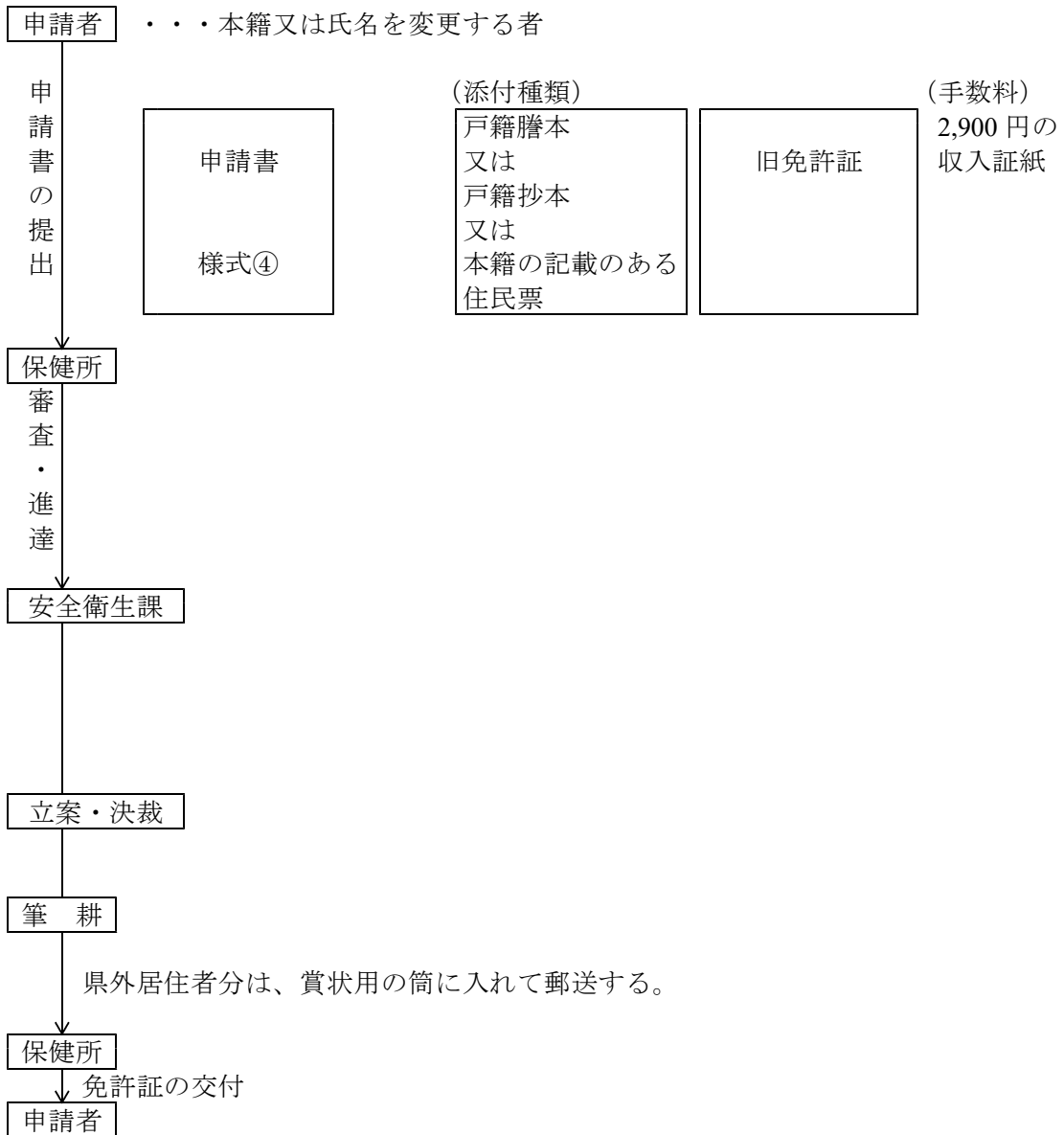


イ 免許の再交付申請（クリーニング業法施行規則第6条第1項）

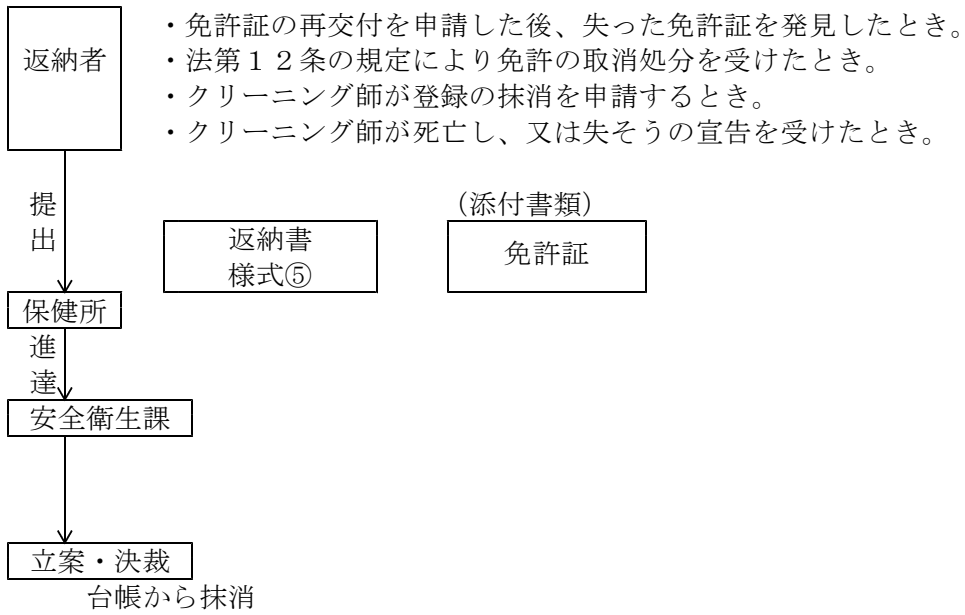


備考：旧免許証を紛失などし、なおかつ訂正する場合は、再交付と訂正を同時に申請する。
(手数料は、両方必要。) 免許証は、訂正後のものを1枚交付する。

ウ 免許の訂正申請（クリーニング業法施行規則第8条）

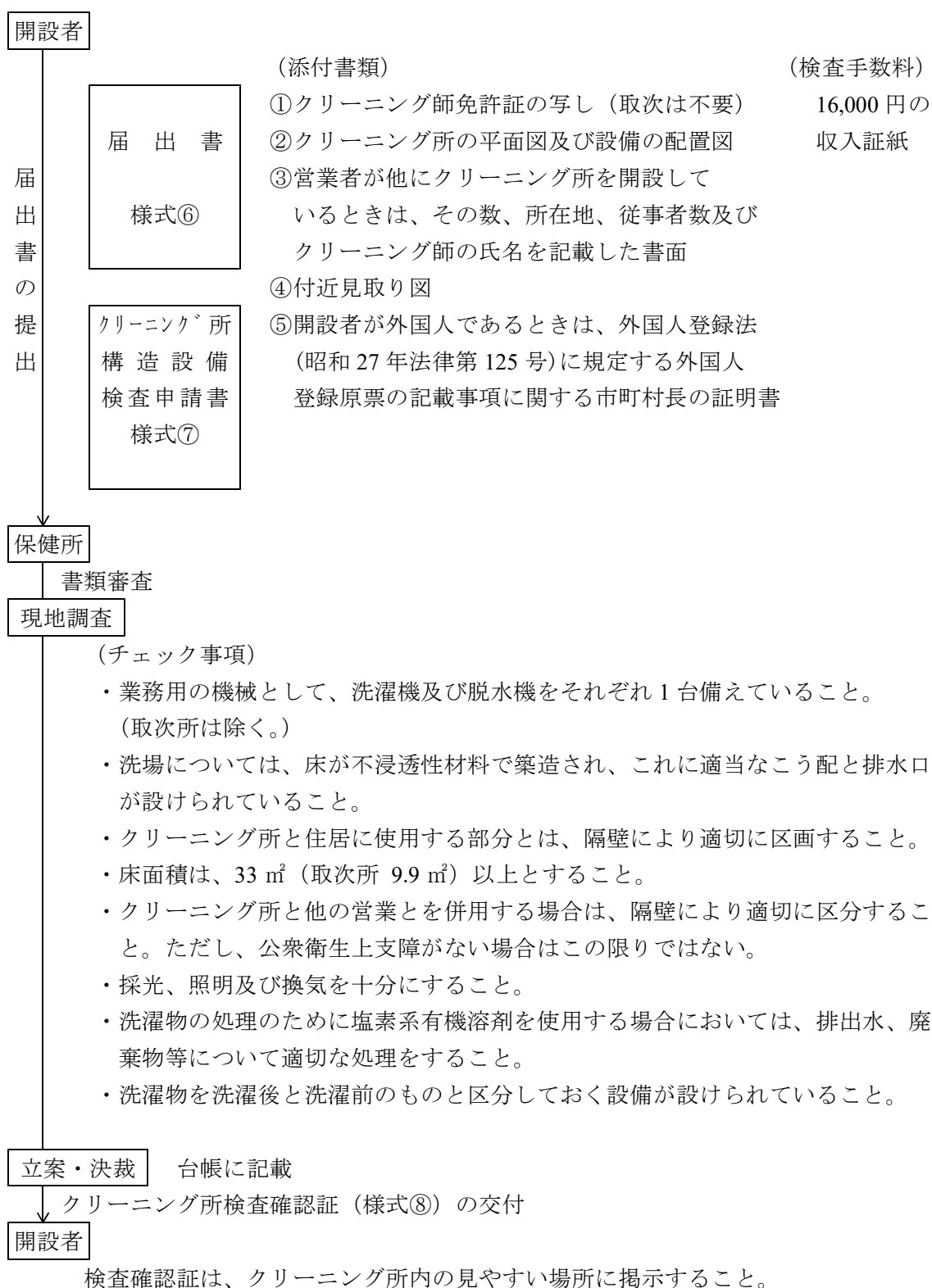


エ 免許の返納（クリーニング業法施行規則第6条第2項、第9条、第10条第1項、第2項）

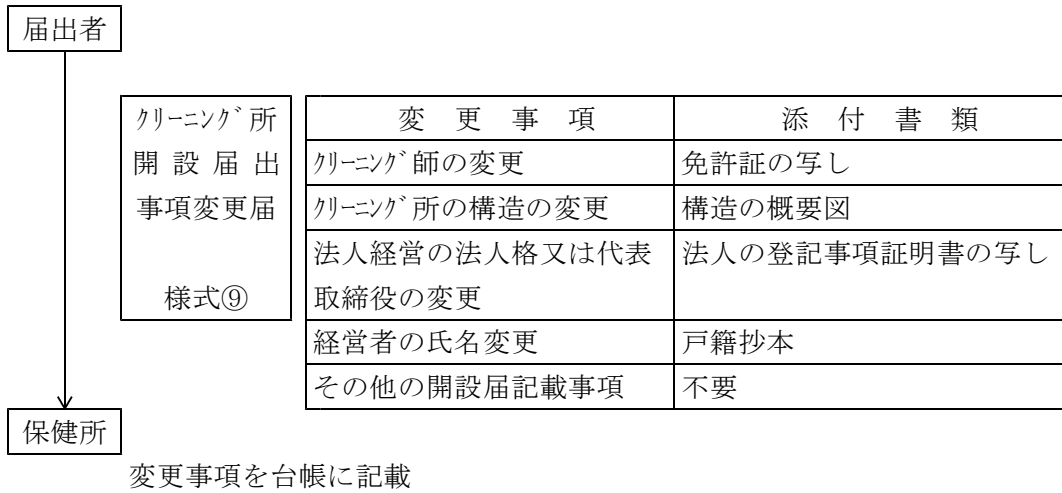


2 クリーニング所関係の手続き（クリーニング業法第3条、第5条及び第5条の2）

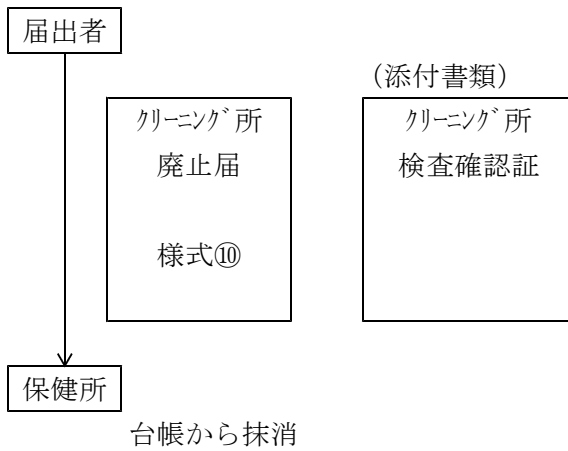
(1) 開設届（クリーニング業法第5条）



(2) 変更届 (クリーニング業法第5条)



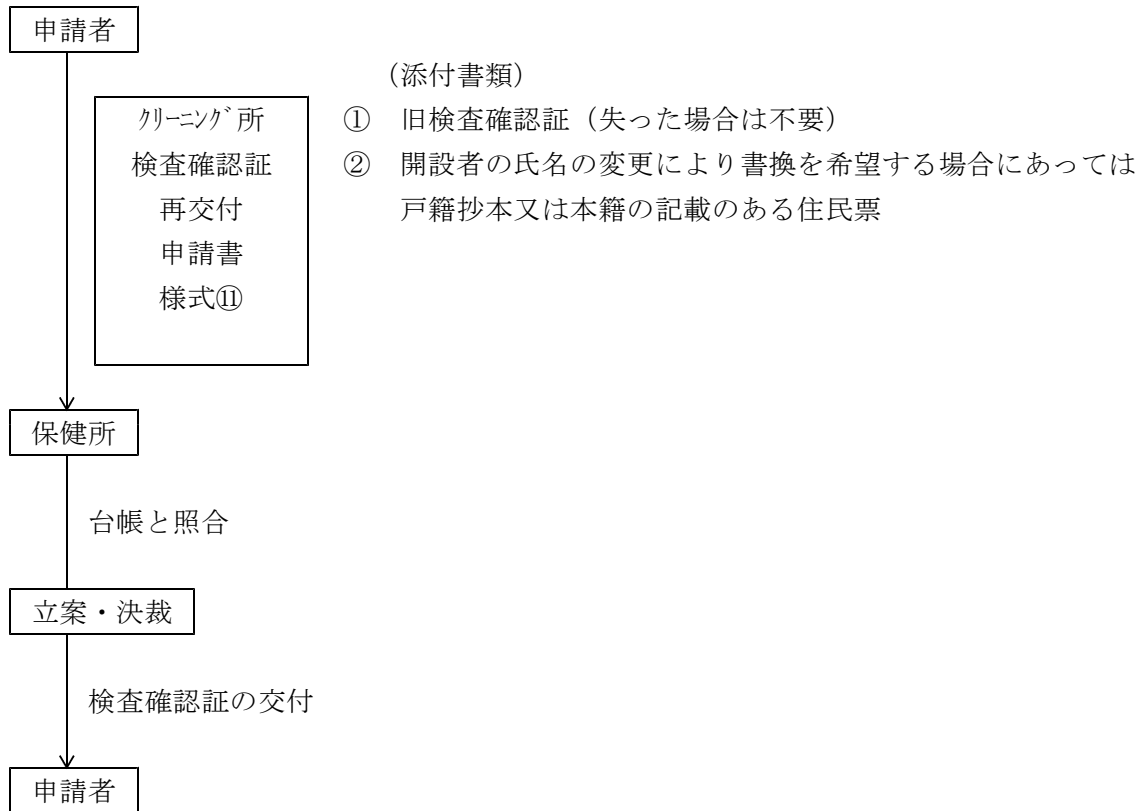
(3) 廃止届 (クリーニング業法第5条)



(4) 検査確認証の再交付（クリーニング業法施行細則第5条第3項）

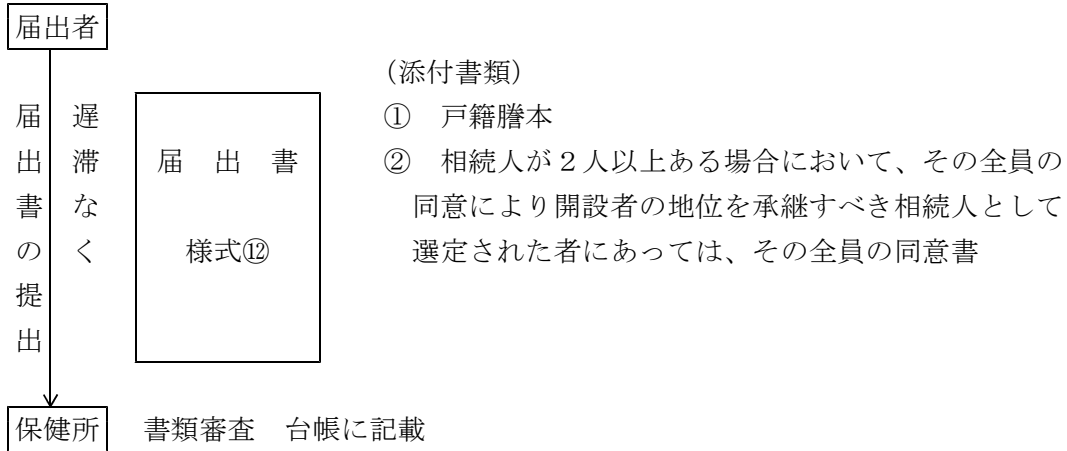
クリーニング所の開設者は、検査確認証を破り、汚し、又は失った場合再交付を申請することができる。

また、地位の承継者が検査確認証の記載事項の書換を希望する場合や、開設者の氏名（姓）等の変更により書換を希望する場合においても、再交付を申請することができる。

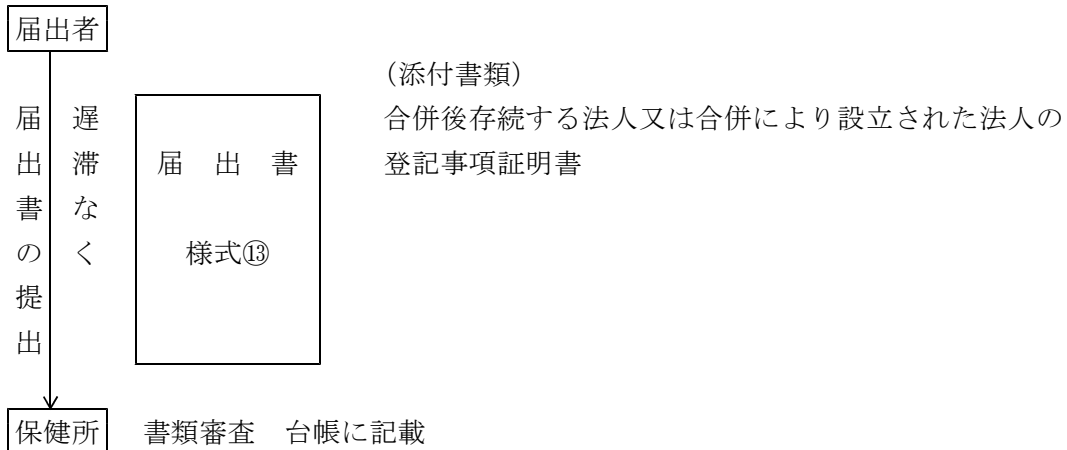


(5) 地位の承継 (クリーニング業法第5条の3)

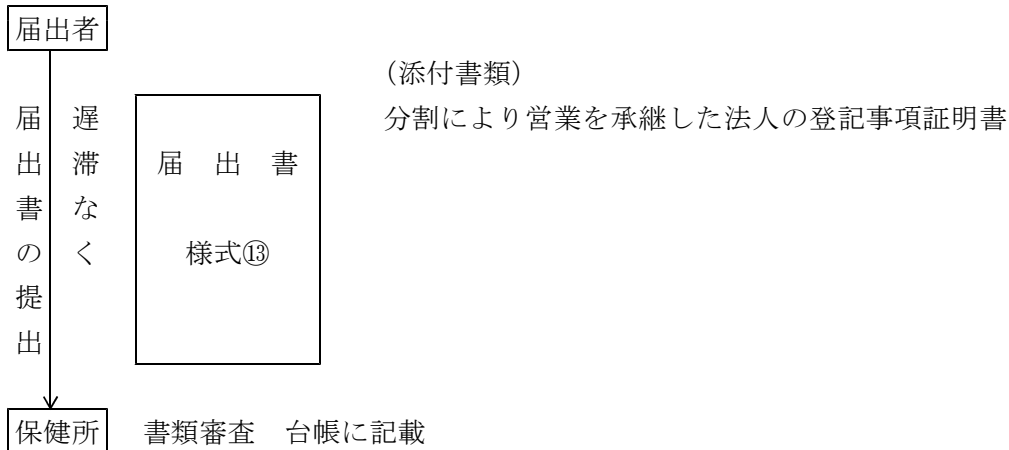
ア 相続による地位承継届



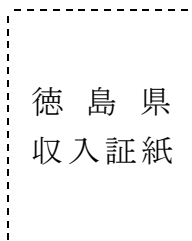
イ 合併による地位継承届



ウ 分割による地位承継届



クリーニング師試験受験願書



本籍地都道府県名

住 所

氏 名

年 月 日生

クリーニング師試験を受けたいので、クリーニング業法施行規則第 3 条の規定により、関係書類を添えてお願いします。

年 月 日

徳島県知事 殿

氏 名

㊞

備考 履歴書及び写真(出願前 6 月以内に脱帽して正面から撮影した縦 4.5 センチメートル横 3.5 センチメートルのもので、その裏面には撮影年月日及び氏名を記載すること。)を添付すること。

履歴書

令和2年1月25日現在

ふりがな としま ばこ		※ 男 ・ <input checked="" type="radio"/> 女
氏名 徳島 花子		印 徳島
明治 ※ 大正 54 年 2 月 5 日 <input checked="" type="radio"/> 昭和 平成 (満 40 歳)	本籍 高知	※ 都 道 府 <input checked="" type="radio"/> 県
ふりがな としまばなはちょう		電話
現住所 徳島市万代町1-1 ハイノ県庁A-115		088-621-2265
〒 770-8570		
ふりがな としましんくろちょう		電話
現住所 (現住所以外ご連絡を希望する場合のみ記入) 徳島市新蔵町3-80		088-621-2264
〒 770-8570		衛生クリーニング店方

記入例

年	月	学歴・職歴 (各別にまとめて書く)
		(学 歴)
平成6	3	徳島市立第三中学校 卒業
		(職 歴)
平成6	4	衛生クリーニング店 勤務 現在に至る
		以上

- 記入注意
- 鉛筆以外の青又は黒の筆記具で記入
 - 数字はアラビア数字で、文字はくずさず正確に書く
 - ※印のところは○でかこむ

年 月 日

徳島県知事 殿

徳島県
収入証紙

本籍地都道府県名

住所

氏名

印

年 月 日生

クリーニング師免許申請書

クリーニング師の免許を受けたいので、クリーニング業法施行規則第 4 条の規定により、必要書類を添えて申請します。

備考

- 1 戸籍謄本、戸籍抄本又は本籍の記載のある住民票の写し（クリーニング師試験の申請時から氏名又は本籍に変更があった者については、戸籍謄本又は戸籍抄本）及び業務を行おうとする場所を記載した書類を添付する。
- 2 氏名を自署する場合は、押印を省略することができる。

年 月 日

徳島県知事 殿

徳島県
収入証紙

本籍地都道府県名

住所

氏名

印

年 月 日生

クリーニング師免許証再交付申請書

クリーニング業法施行規則第 6 条第 1 項の規定により、クリーニング師免許証の再交付を申請します。

登録年月日	
登録番号	
再交付申請の理由	

年 月 日

徳島県知事 殿

徳島県
収入証紙

本籍地都道府県名

住所

氏名

印

年 月 日生

クリーニング師免許証訂正申請書

次のとおり本籍(氏名)を変更しましたので、クリーニング業法施行規則第 8 条の規定により、クリーニング師免許証の訂正を申請します。

変 更 事 項	本籍	新	都道府県		
		旧	都道府県		
	氏名	新			
		旧			
変更理由			変更年月日		

備考 クリーニング師免許証及び戸籍謄本、戸籍抄本又は本籍の記載のある住民票の写し(クリーニング師試験の申請時から氏名又は本籍に変更があった者については、戸籍謄本又は戸籍抄本)を添付すること。

年 月 日

徳島県知事 殿

氏名

印

クリーニング師が死亡し、又は失
 そうした場合にあっては、届出義
 務者の続柄及び氏名

クリーニング師免許証返納書

次のとおり、クリーニング業法施行規則第 6 条第 2 項(第 9 条, 第 10 条)の
 規定により、クリーニング師免許証を返納します。

ク リ ー ニ ン グ 師	本籍	都道府県		
	住所			
	氏名		生年月日	
返納の理由				

クリーニング所開設届

年 月 日

徳島県 総合県民局長 殿
東部保健福祉局長

住 所

届出者

氏 名

法人にあっては、主たる事務所の所在地 の所在地及び名称並びに代表者の氏名	印
---	---

次のとおりクリーニング所を開設したいので、クリーニング業法第5条第1項の規定により届け出ます。

クリーニング所	名 称		
	所 在 地		
	開 設 予 定 年 月 日	年	月 日
	構造及び設備の概要		
営 業 者	本 籍	都道府県	
	住 所		
	氏名及び年月日 又は名称	年 月 日 生	
管 理 人	本 籍	都道府県	
	住 所		
	氏名及び生年月日	年 月 日 生	
クリーニング師	本 籍	都道府県	都道府県
	住 所		
	氏 名		
	生 年 月 日	年 月 日 生	年 月 日 生
	登 録 番 号	第 号	第 号
従 事 者 数	人		
ク リ ー ニ ン グ 所 の 種 類 (該当番号を○で囲むこと。)	1 洗濯物の受け取り及び引き渡しのみを行う クリーニング所 2 法第3条第3項第5号に規定する洗濯物を 取り扱わないクリーニング所		

- 備考 1 営業者が法人であるときは「営業者」の「本籍」の欄は、記入を要しない。
 2 クリーニング所の平面図及び設備の配管図を添付する。
 3 営業者が他にクリーニング所を開設しているときは当該クリーニング所ごとにその名称、所在地、従事者数及びクリーニング師の氏名を記載した書類を添付する。
 4 氏名（法人にあっては、代表者の氏名）を自署する場合は、押印を省略することができる。

無店舗取次店営業届

年 月 日

徳島県 総合県民局長 殿
 東部保健福祉局長

住 所

届出者

氏 名

〔法人にあつては、主たる事務所の所在地
 の所在地及び名称並びに代表者の氏名〕

印

次のとおりクリーニング業法第5条第2項の営業を開始したいので、同項の規定により届け出ます。

無店舗取次店	名 称		
	営 業 区 域		
	営業開始予定年月日	年	月 日
業務用車両	自動車登録番号又は車 両 番 号		
	保 管 場 所		
	構 造 の 概 要		
営 業 者	本 籍	都道府県	
	住 所		
	氏名及び生年 月日又は名称	年	月 日 生
	電 話 番 号		
クリーニング師	本 籍	都道府県	都道府県
	住 所		
	氏 名		
	生 年 月 日	年 月 日 生	年 月 日 生
	登 録 番 号	第 号	第 号
従 事 者 数	人		
法第3条第3項第5号に規定する洗濯物の取扱いの有無 (該当番号を○で囲むこと。)	1 有 2 無		

- 備考 1 営業者が法人であるときは、「営業者」の「本籍」の欄は、記入を要しない。
 2 業務用車両の構造の概要を示す図面を添付する。
 3 営業者が他に無店舗取次店を営んでいるときは、当該無店舗取次店ごとにその名称、業務用車両の保管場所及び自動車登録番号又は車両番号、従事者数並びにクリーニング師の氏名を記載した書類を添付する。
 4 氏名(法人にあつては、代表者の氏名)を自署する場合は、押印を省略することができる。

年 月 日

徳島県 総合県民局長 殿
東部保健福祉局長

徳島県
収入証紙

住所又は所在地

氏名または名称及び
代表者の氏名

印

クリーニング所構造設備検査申請書

次のとおりクリーニング業法5条の2の規定によるクリーニング所の構造設備の検査を申請します。

名称及び 所在地	
その他 参考事項	年 月 日提出のクリーニング所開設届け記載 のとおり

備考 氏名（法人にあつては、代表者の氏名）を自署する場合は、押印を省略することができること。

ク リ ー ニ ン グ 所 検 査 確 認 証

ク リ ー ニ ン グ 所	名 称
	所 在 地
営 業 者	住 所
	氏 名

〔 法人にあつては、主たる事務所の
所在地及び名称並びに代表者の氏名 〕

クリーニング所の構造設備がクリーニング業法第3条第2項及び第3項の規定に適合していることを確認します。

年 月 日

徳島県〇〇〇〇局長 印

クリーニング所等届出事項変更届

年 月 日

徳島県 総合県民局長 殿
 東部保健福祉局長

住 所

届出者

氏 名

印

法人にあつては、主たる事務所の所在地
 の所在地及び名称並びに代表者の氏名

次のとおりクリーニング業法第5条第1項（第2項）の規定により届け出た事項に変更を生じますので、同条第3項の規定により届け出ます。

クリーニング所	名 称	
	所 在 地	
無店舗取次店	名 称	
	車両の保管場所	
	自動車登録番号又は車両番号	
変 更 事 項	新	
	旧	
変 更 年 月 日		

備考 構造又は設備に変更を生じたときは、変更後のクリーニング所の平面図及び設備の配置図又は業務用車両の構造の概要を示す図面を添付すること。

クリーニング所等廃止届

年 月 日

徳島県 総合県民局長 殿
 東部保健福祉局長

住 所

届出者

氏 名

〔 法人にあつては、主たる事務所の所在地
 の所在地及び名称並びに代表者の氏名 〕

印

次のとおりクリーニング所（無店舗取次店）を廃止しましたので、クリーニング業法第5条第3項の規定により届け出ます。

クリーニング所	名 称	
	所 在 地	
	開 設 年 月 日	
無 店 舗 取 次 店	名 称	
	車両の保管場所	
	自動車登録番号又は 車 両 番 号	
	営業開始年月日	
廃 止 年 月 日		
廃 止 理 由		

備考 クリーニング所の廃止の場合にあつては、クリーニング所検査確認証を添付すること。

クリーニング所検査確認証再交付申請書

年 月 日

徳島県 総合県民局長 殿
東部保健福祉局長

住 所

届出者

氏 名

印

〔 法人にあつては、主たる事務所の所在地
の所在地及び名称並びに代表者の氏名 〕

次のとおりクリーニング所検査確認証を破り（汚し、失い）しましたので、クリーニング業法施行細則第5条第3項の規定により、クリーニング所検査確認証の再交付を申請します。

クリーニング所	名 称	
	所 在 地	
クリーニング所検査確認証の交付年月日		
クリーニング所検査確認証の番号		
破った（汚した、失った）理由		

備考 破り、又は汚した場合にあつては、当該クリーニング所検査確認証を添付すること。

相続による地位承継届

年 月 日

徳島県 総合県民局長 殿
東部保健福祉局長

住 所

届出者

氏 名



年 月 日生

被相続人との続柄

次のとおり相続により営業者の地位を承継しましたので、クリーニング業法第5条の3第2項の規定により届け出ます。

クリーニング所	名 称	
	所 在 地	
無店舗取次店	名 称	
	車両の保管場所	
	自動車登録番号又は車両番号	
被 相 続 人	住 所	
	氏 名	
相 続 開 始 の 年 月 日		

備考 次に掲げる書類を添付すること。

- 1 戸籍謄本
- 2 相続人が2人以上ある場合において、その全員の同意により営業者の地位を承継すべき相続人として選定された者にあつては、その全員の同意書
- 3 届出者が他にクリーニング所又は無店舗取次店を営んでいるときは当該クリーニング所又は無店舗取次店ごとにその名称、所在地又は業務用車両の保管場所及び自動車登録番号若しくは車両番号、従事者並びにクリーニング師の氏名を記載した書類

合併（分割）による地位承継届

年 月 日

徳島県 総合県民局長 殿
東部保健福祉局長

主たる事務所の所在地

届出者 名 称

代表者の氏名



次のとおり相続により営業者の地位を承継しましたので、クリーニング業法第5条の3第2項の規定により届け出ます。

クリーニング所	名 称	
	所 在 地	
無店舗取次店	名 称	
	車両の保管場所	
	自動車登録番号又は車両番号	
合併により消滅した法人 (分割前の法人)	主たる事務所の所在地	
	名 称	
	代表者の氏名	
合併（分割）開始の年月日		

備考 次に掲げる書類を添付すること。

- 1 合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人又は分割により営業を継承した法人の登記簿の謄本
- 2 届出者が他にクリーニング所を開設し又は無店舗取次店を営んでいるときは当該クリーニング所又は無店舗取次店ごとにその名称、所在地又は業務用車両の保管場所及び自動車登録番号若しくは車両番号、従事者並びにクリーニング師の氏名を記載した書類